

# 第1 浄水場更新事業

## 基本契約書

(案)

令和 年 月

篠栗町

## 第1 浄水場更新事業

### 基本契約書

篠栗町（以下「発注者」という。）と【応募グループ】（「構成員」である○（代表企業）及び○をいう。）（以下「構成企業」という。）及び【特別目的会社】（構成企業と特別目的会社を総称して又は個別に「受注者」という。）は、第1 浄水場更新事業（以下「本事業」という。）に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約（以下「本基本契約」という。）を締結する。

なお、本基本契約において使用される用語は、本基本契約に特段の規定がある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、令和7年9月付第1 浄水場更新事業募集要項において定義された意味を有する。

#### 【本基本契約の対象となる事業の表示】

1 事業名 第1 浄水場更新事業

2 事業場所 別紙1 のとおり

3 事業期間 事業契約締結日から令和26年3月31日まで  
設計・施工期間：事業契約締結日から令和[ ]年[ ]月[ ]日まで  
運転維持管理期間：令和[ ]年[ ]月[ ]日から令和[ ]年[ ]月[ ]日まで

#### 4 契約保証金

(1) 第1 浄水場更新事業水道施設詳細設計・建設工事請負契約（以下「建設工事請負契約」という。）に係る契約保証金

請負代金額の10分の1以上に相当する金額

(2) 第1 浄水場更新事業水道施設運転維持管理業務委託契約（以下「運転維持管理業務委託契約」という。）に係る契約保証金

運転維持管理業務委託料の総額を17で除した額の10分の1以上に相当する金額

#### 5 本基本契約に付随する契約

(1) 発注者と[ ]/[ ]建設工事共同企業体（以下「建設事業者」という。）との間で締結される建設工事請負契約

(2) 発注者と特別目的会社との間で締結される運転維持管理業務委託契約

本基本契約及び上の各号に掲げる契約は、不可分一体なものとして、本事業における事業契約を構成する（以下総称して又は個別に「事業契約」という。）。

上記本事業について、本基本契約の当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、篠栗町財務規則（平成 10 年規則第 6 号）及び以下に定める契約条項によって、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本基本契約の成立を証するため、本書の原本〔 〕通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和            年            月            日

|     |          |                                          |
|-----|----------|------------------------------------------|
| 発注者 | 住所又は所在地  | 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目 1 番 1 号                   |
|     | 商号又は名称   | 篠栗町                                      |
|     | 代表者名又は氏名 | 篠栗町長    三    浦            正            印 |

|     |          |   |
|-----|----------|---|
| 受注者 |          |   |
|     | (代表企業)   |   |
|     | 住所又は所在地  |   |
|     | 商号又は名称   |   |
|     | 代表者名又は氏名 | 印 |
|     | (構成員)    |   |
|     | 住所又は所在地  |   |
|     | 商号又は名称   |   |
|     | 代表者名又は氏名 | 印 |
|     | (構成員)    |   |
|     | 住所又は所在地  |   |
|     | 商号又は名称   |   |
|     | 代表者名又は氏名 | 印 |
|     | (構成員)    |   |
|     | 住所又は所在地  |   |
|     | 商号又は名称   |   |
|     | 代表者名又は氏名 | 印 |
|     | (構成員)    |   |

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者名又は氏名

印

## 第1 浄水場更新事業

### 基本契約書

#### 目次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 第1条（目的）                    | 1  |
| 第2条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）       | 1  |
| 第3条（事業の概要等）                | 1  |
| 第4条（募集要項等の優先順位）            | 1  |
| 第5条（役割分担）                  | 1  |
| 第6条（特定建設工事共同企業体の組成）        | 2  |
| 第7条（特別目的会社の運営）             | 2  |
| 第8条（事業契約）                  | 4  |
| 第9条（設計・建設業務）               | 6  |
| 第10条（運転維持管理業務）             | 6  |
| 第11条（再委託等）                 | 6  |
| 第12条（事故、故障等の発生時の対応）        | 6  |
| 第13条（本施設の維持管理、保守、更新に係る協力）  | 7  |
| 第14条（受注者を構成する各当事者間の調整）     | 7  |
| 第15条（特別目的会社の損害賠償義務等の履行の保証） | 7  |
| 第16条（本施設における電気事業法上の責任等）    | 7  |
| 第17条（建設共同企業体の解散時に対する措置）    | 8  |
| 第18条（権利義務の譲渡の禁止）           | 8  |
| 第19条（損害賠償）                 | 8  |
| 第20条（契約の不調）                | 8  |
| 第21条（有効期間）                 | 9  |
| 第22条（秘密保持）                 | 9  |
| 第23条（個人情報の保護）              | 10 |
| 第24条（準拠法及び管轄裁判所）           | 11 |
| 第25条（補則）                   | 11 |

(目的)

第1条 本基本契約は、発注者及び受注者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 受注者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業の概要等)

第3条 本事業の概要は、別紙1第1項記載のとおりとする。

2 本事業の日程は、別紙1第2項記載の日程（以下「事業日程」という。）のとおりとする。ただし、発注者及び構成企業の合意により変更することができる。

3 本事業において設計、建設及び運転維持管理する施設（以下「本施設」という。）の概要は、別紙1第3項のとおりとする。

(募集要項等の優先順位)

第4条 本基本契約、水道施設詳細設計・建設工事請負契約及び水道施設運転維持管理業務委託契約、要求水準書等（本事業の提案募集にあたり発注者が公表した書類及びこれらの書類についての質問に対する発注者の回答を示した書面のすべてをいう。以下同じ。）、又は受注者が発注者に提出した提案書類の間に齟齬がある場合、本基本契約、水道施設詳細設計・建設工事請負契約並びに水道施設運転維持管理業務委託契約、要求水準書等、提案書類の順にその解釈が優先するものとし、本契約書、要求水準書等又は提案書の各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。ただし、提案書が要求水準書等に表示された水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、提案書が要求水準書等に優先するものとする。

2 受注者が本事業の募集要項に基づき提出した提案書類に記載された内容は、受注者に履行義務があるものとする。ただし、発注者の判断により履行義務としない場合がある。

3 発注者及び受注者は、プロポーザル審査委員会が受注者の提案書類に対して示した要望、指摘等を実現するよう努めるものとする。

(役割分担)

第5条 本事業の実施において、受注者を構成する各当事者は、それぞれ、次の各号に定める役割及び業務実施責任を負うものとし、その責任の範囲内において本事業を実施するものとする。

- (1) 本施設の設計に関する一切の業務及び本施設の建設に関する一切の業務（以下「設計・建設業務」という。）は、建設事業者がこれを請け負う。
- (2) 本施設の運転維持管理（運転、維持管理、補修、更新等を含むがこれに限らない。）に関する一切の業務（以下「運転維持管理業務」という。）は、特別目的会社がこれを受託する。

#### （特定建設工事共同企業体の組成）

第6条 建設事業者は、建設事業者が複数の企業により構成される場合、設計・建設業務を請け負うにあたり、特定建設工事共同企業体（以下「建設共同企業体」という。）を組成することができる。

- 2 建設事業者は、前項の定めるところに従い建設共同企業体を組成した場合には、建設共同企業体の組成及び運営に関し建設共同企業体協定書を締結の上、その原本証明付写しを発注者に提出するものとする。
- 3 建設事業者は、前項に規定する建設共同企業体協定書に変更があったときは、その都度遅滞なく、変更後の建設共同企業体協定書の原本証明付写しその他変更内容を証する書面を併せて発注者に提出するものとする。

#### （特別目的会社の運営）

第7条 構成員は、特別目的会社が、本事業のうち運転維持管理業務及び本基本契約において特別目的会社が負担する義務を遂行することを目的として、構成員により適法かつ有効に設立したものであることを確認する。

- 2 構成員は、構成員間において締結した特別目的会社の設立及び運営に関する株主間契約が、次の各号に掲げる事項を含み、かつ、構成員が次の各号に掲げる事項に反する書面又は口頭による合意を締結していないことを確認する。

- (1) 次の各号に掲げる事項に従って特別目的会社の定款を作成していること。なお、これを発注者の事前の書面による承諾なくして削除し、又は変更しないこと。

ア 特別目的会社の目的は、運転維持管理業務（本基本契約において特別目的会社が負担する義務の履行を含む。）を実施することのみであること。

イ 特別目的会社の本店所在地は、篠栗町内かつ本施設の近傍とし、本施設設置以外の土地に移転させないこと。

ウ 特別目的会社の株式はすべて譲渡制限株式とし、会社法（平成17年法律第86号）第107条第2項第1号に規定する株式譲渡制限に係る事項の定めがあること。

エ 会社法第108条第2項各号に規定する種類株式の発行に係る事項の定め及び同法第109条第2項に規定する株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定めがないこと。

オ 監査役及び会計監査人の設置は任意とする。ただし、設置する場合は、会社法第326条第2項の規定に従い、監査役及び会計監査人の設置に関する定款の定めがあるこ

と。

- (2) 運転維持管理業務の開始前までに特別目的会社の資本金額を[金           ]円（事業者提案）とし、事業期間中これを維持すること。
  - (3) 特別目的会社への設立当初の出資金額及び株主構成は、別紙2第1項記載のとおりであること。また、運転維持管理業務開始時から事業期間終了時までにおける特別目的会社への出資金額及び株主構成は、別紙2第2項記載のとおりとすること。ただし、出資金額及び株主構成の変更に係る発注者の事前の書面による承諾がある場合を除く。
  - (4) 特別目的会社の設立にあたり、全ての構成員が出資を行うこととし、構成員以外からの出資を認めないこと。
  - (5) 代表企業の議決権保有割合を、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
  - (6) 構成員は、発注者の事前の書面による承諾なくして特別目的会社の株式を第三者に譲渡し（構成員間における譲渡を含む。）、担保権を設定し、又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしないものとし、特別目的会社をして、構成員以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法による資本参加を認めさせないこと。
  - (7) 構成員は、特別目的会社が債務超過に陥った場合、資金繰りの困難に直面した場合など、事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合には、連帯して特別目的会社への追加出資又は融資等の支援措置を講じる等により、特別目的会社を倒産させないよう最大限の努力を行うこと。
  - (8) 構成員は、事業期間が終了するまで、特別目的会社に事業譲渡、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わせてはならないこと。
  - (9) 構成員は、特別目的会社が運転維持管理業務を実施するための人員の確保に協力すること。
  - (10) 構成員は、特別目的会社をして、事業契約に基づく義務を遵守させること。
- 3 構成員は、前項第1号及び第2号の規定に反する特別目的会社の本店所在地、特別目的会社の目的、特別目的会社の株式の内容及び種類並びに特別目的会社の資本金額に関する定款変更を行う旨の株主総会議案に賛成しないものとする。
- 4 特別目的会社は、発注者の事前の書面による承諾を得て定款を変更したときには、速やかに変更後の定款の写しを発注者に対して提出するものとする。
- 5 特別目的会社は、第2項第6号に規定する発注者の承諾を得て、設立時の株主以外の者に対して新株又は新株予約権の発行その他の方法による資本参加を認めるときは、当該承諾を得るに当たって新たに株主となる者の住所又は所在地及び氏名又は商号若しくは名称をあらかじめ発注者に書面により通知するものとする。
- 6 特別目的会社は、経営の透明性を確保するために、各事業年度の2月末日までに、翌年度の事業年度の経営計画を発注者が承認した様式により作成の上、発注者に提出するものとする。発注者は、当該経営計画を確認し、計画の実現性等に疑義がある場合又は不明



確な点等がある場合には、特別目的会社に対し、質問、修正要望等を行うことができるものとする。この場合において、特別目的会社は、発注者の質問、修正要望等に誠意をもって対応しなければならない。

- 7 特別目的会社は、経営の健全性及び透明性を確保するために、会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る計算書類及び附属明細書並びに監査報告書（特別目的会社が会計監査人設置会社でない場合、監査法人又は公認会計士が監査を行うものとする。以下計算書類及び附属明細書並びに監査報告書を総称して又は個別に「財務諸表等」という。）の写しを、各事業年度終了後3か月以内に発注者に提出するものとする。
- 8 発注者は、必要があると認める場合、特別目的会社の財務諸表等を公表することができるものとする。
- 9 発注者は、特別目的会社の財務諸表等を確認し、疑義がある場合には、特別目的会社に対して、質問等を行うことができるものとする。この場合、特別目的会社は、発注者の質問に誠意をもって対応しなければならない。
- 10 構成員は、事業期間中にわたり、第2項第1号から第10号に規定される事項を遵守することを、発注者に対し誓約する。
- 11 構成員は、発注者の要請に応じ、その保有する特別目的会社の株式に発注者を担保権者とする担保権を設定しなければならない。
- 12 構成員は、事業期間の満了日（令和26年3月31日）までの期間に限り、第2項第1号イに規定する特別目的会社の本店所在地を本施設内に無償で設置することができる。

#### （事業契約）

第8条 発注者と建設事業者とは、設計・施工業務に関し、建設工事請負契約を本基本契約の締結日付で締結する。

2 発注者と特別目的会社とは、運転維持管理業務に関し、運転維持管理業務委託契約を本基本契約の締結日付で締結する。

3 発注者は、本事業に関し、受注者を構成する各当事者の全部又は一部が募集要項において定められた参加資格を欠くこととなった場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、事業契約を解除することができる。

- (1) 事業契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体（独占禁止法第2条第2項に規定する団体をいう。）が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、事業契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、事業契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) 事業契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
  - (5) 他の事業契約が受注者のうち当該事業契約の当事者となる者の責めに帰すべき事由により解除されたとき。
- 4 発注者は、関係行政機関からの通知に基づき、受注者を構成する各当事者の全部又は一部（受注者のいずれかが属する事業者団体を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、事業契約を解除することができる。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
  - (2) 役員等（受注者が個人である場合はそのものを、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本号において同じ。）が暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
  - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
  - (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
  - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
  - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
  - (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用し

たとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

- (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(設計・建設業務)

第9条 建設事業者は、設計・建設業務を、建設工事請負契約、要求水準書等及び提案書類に基づき実施するものとする。

- 2 建設事業者は、建設工事請負契約の本契約としての成立後、速やかにその業務に着手し、令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日までに本施設を完成させ、発注者に引き渡す。

(運転維持管理業務)

第10条 特別目的会社は、運転維持管理業務を、運転維持管理業務委託契約、要求水準書等及び提案書類に基づき実施するものとする。

- 2 特別目的会社は、運転維持管理期間の開始日までに運転維持管理業務の準備を実施し、運転維持管理業務期間における運転維持管理業務を実施する。
- 3 発注者及び受注者は、別紙1第2項に記載された事業日程にかかわらず、運転維持管理業務期間の始期について協議することができ、合理的な理由により協議が整った場合は、運転維持管理業務期間の始期を変更することができる。
- 4 特別目的会社は、運転維持管理業務委託契約により委託を受ける業務を実施するための人員を、自らの責任で確保しなければならない。

(再委託等)

第11条 建設工事請負契約又は運転維持管理業務委託契約に基づき受託し、又は請け負った業務に関し、建設事業者又は特別目的会社は、合理的に必要と認められる部分につき、発注者の事前の書面による承諾を得た場合に限り、建設工事請負契約又は運転維持管理業務委託契約の定めるところに従って第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする。この場合において、当該第三者の行為は委託した建設事業者又は特別目的会社の行為とみなして、建設事業者又は特別目的会社は建設工事請負契約又は運転維持管理業務委託契約に基づき責任を負うものとする。

(事故、故障等の発生時の対応)

第12条 特別目的会社は、運転維持管理期間中において、本施設につき事故、故障等の異常事態が発生した場合、運転維持管理業務委託契約第28条の規定に従い、本施設の運転を停止し、又は監視を強化し、その他異常事態に至った原因の究明及びその責任の所在の分析等を行う。

- 2 受注者を構成する各当事者は、別紙3に示す協議ルールに従い、特別目的会社が、発注者に対して速やかに次項に定める異常事態に関する報告又は協議の申し入れを行うことを可能とするために協議を行うものとする。受注者を構成する特別目的会社以外の各当事者は、当該協議の結果に基づき、特別目的会社の行う原因の究明及び責任の所在の分析等に協力しなければならない。
- 3 特別目的会社は、合理的な理由のない限り、第1項に定める異常事態の発生から〔2週間以内〕（事業者提案）に、発注者に対して、当該異常事態に関する報告又は協議の申し入れを行わなければならない。ただし、緊急を要する事態については、即時に報告しなければならない。
- 4 前項に定める報告又は協議の申し入れに係る期限内に、特別目的会社が発注者に対する報告又は協議の申し入れを行わなかった場合、かかる報告又は協議の申し入れの不履行は、当該異常事態の発生に係る責任の所在の如何にかかわらず、特別目的会社の本基本契約及び運転維持管理業務委託契約における債務不履行を構成するものとする。

（本施設の維持管理、保守、更新に係る協力）

第13条 建設事業者は、本施設の維持管理、保守、更新について、本施設に係る部品の供給（事業期間中における部品の確保を含む。）、本施設の補修の支援等、特別目的会社に対して適切な協力を行うものとする。

（受注者を構成する各当事者間の調整）

- 第14条 受注者を構成する各当事者間において、本事業に係る業務の役割分担等に問題が生じた場合、各当事者は、代表企業による調整に協力しなければならない。
- 2 受注者を構成するいずれか又は複数の当事者の責めに帰すべき事由によって、受注者を構成する他の当事者に損害が発生した場合は、各当事者間で解決するものとし、損害を被った当事者は、発注者に対して損害の賠償を求めることはできない。

（特別目的会社の損害賠償義務等の履行の保証）

- 第15条 構成員は、運転維持管理業務委託契約に基づく特別目的会社の発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を、連帯して保証するものとする。
- 2 前項に規定する保証の額の上限は、運転維持管理業務委託料の総額の10分の1に相当する額とする。
  - 3 構成員は、運転維持管理業務委託契約〔第29条〕の規定に基づき特別目的会社が本施設の補修等必要な対応を行う必要がある場合で、同各項に規定する期間内において特別目的会社が既に解散しているときは、特別目的会社に代わり、自己の費用により、同各項に規定する補修等必要な対応を行う。

(本施設における電気事業法上の責任等)

第 16 条 発注者及び受注者は、本施設において受注者が、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に定められた法令上の責任を負うとともに、当該責任を果たすための権限を有することを確認する。

2 前項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に関し、次の各号に掲げる事項を、本事業の実施において遵守することを確認する。

(1) 受注者は、発注者から委託を受けた本施設の自家用電気工作物（電気事業法第 38 条第 3 項に定義される自家用電気工作物。以下本条において同じ。）について、電気事業法第 39 条第 1 項の義務を果たすものとする。

(2) 自家用電気工作物を設置する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気事業法第 43 条第 1 項の規定に従って選任された主任技術者（以下「主任技術者」という。以下本条において同じ。）の意見を尊重する。

(3) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者として選任された者がその保安のためにする指示に従う。

(4) 主任技術者として選任された者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行う。

(建設共同企業体の解散時に対する措置)

第 17 条 建設事業者が建設共同企業体である場合において建設共同企業体が解散した場合も、建設共同企業体を構成する者は、連帯して本基本契約において建設事業者が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 18 条 発注者及び受注者は、相手方の事前の書面による承諾なく、本基本契約上の権利義務及び契約上の地位につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。

2 発注者又は受注者が前項の規定に違反して本基本契約上の権利につき譲渡その他の処分をしたときは、相手方は、直ちに事業契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 19 条 本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。この場合において、受注者を構成するいずれかの当事者の債務不履行に起因して発注者に損害を与えた場合には、受注者は、発注者に対し、連帯してその損害の一切を賠償するものとする。

(契約の不調)

第 20 条 事由の如何を問わず、建設工事請負契約又は運転維持管理業務委託契約のいずれかが本契約として成立に至らなかった場合には、本基本契約に別段の定めがない限り、発注者及び受注者のうち当該契約の当事者となるべき者が当該契約の締結又は履行の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

2 前項にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由により、建設工事請負契約又は運転維持管理業務委託契約のいずれかが本契約として成立に至らなかった場合には、受注者は、発注者に対して、本事業の契約金額（受注者の見積金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額を加算した額）の 10 分の 1 に相当する金額の違約金を支払う義務を連帯して負担するものとする。

3 前項の違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、当該建設工事請負契約又は運転維持管理業務委託契約の本契約不成立により発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について発注者が受注者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる受注者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

(有効期間)

第 21 条 本基本契約の有効期間は、本契約として成立した日を始期とし、事業期間の満了日（令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日）を終期とする期間とし、当該期間内において当事者を法的に拘束するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、本基本契約を除く事業契約の全てが終了した日をもって本基本契約は終了するものとする。ただし、本基本契約の終了後も、前二条、次条及び第 23 条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、本基本契約の終了時において既に発生していた義務若しくは責任、又は本基本契約の終了前の作為・不作為に基づき本基本契約の終了後に発生した本基本契約に基づく義務若しくは責任は、本基本契約の終了によっても免除されないものとする。

(秘密保持)

第 22 条 発注者及び受注者は、本基本契約又は本事業に関連して相手方から受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本基本契約の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
  - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
  - (3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
  - (4) 開示の後に開示した当事者の責めに帰すべき事由により公知となった情報
  - (5) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
  - (6) 発注者及び受注者が本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
  - (2) 法令に従い開示が要求される場合
  - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
  - (4) 発注者と受注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合
- 4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

#### (個人情報の保護)

第23条 受注者は、本基本契約の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び篠栗町個人情報保護法施行条例（令和5年3月13日条例第13号）の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から受注者が作成又は取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 本基本契約の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- (4) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- (5) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。

- (6) 本基本契約の履行が完了したときは直ちに、個人情報記録された文書等を発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。
- (7) 本事業に係る業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (8) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、発注者に報告しなければならない。
- (9) 本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生ずるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
- (10) 受注者の責めに帰すべき事由により、個人情報漏洩又は破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 24 条 本基本契約は、日本法を準拠法とし、これにしたがって解釈適用されるものとする。

2 発注者及び受注者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争については、第一審の専属的合意管轄裁判所を福岡地方裁判所とすることに合意する。

(補則)

第 25 条 本基本契約に定めのない事項又は本基本契約の各条項の解釈に争いのある事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。



別紙1（第3条、第10条関係）

本事業の概要

1 本事業の概要

1) 事業名称

第1浄水場更新事業

2) 事業場所

①設計建設業務

福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗3766番地5（第1浄水場）

福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗2977番地（第1浄水場新設用地）

福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗2349番地1（山王取水井）

②運転維持管理業務

3 施設の概要 2) 運転維持管理業務対象施設の【表3】に示すとおり

3) 事業方式

DBO（Design-Build-Operate）方式

2 事業日程

1) 事業契約締結

令和[ ]年[ ]月[ ]日

2) 建設工事開始

令和[ ]年[ ]月[ ]日

3) 建設工事終了

令和[ ]年[ ]月[ ]日

4) 運転維持管理業務開始

令和[ ]年[ ]月[ ]日

5) 運転維持管理業務終了

令和[ ]年[ ]月[ ]日

### 3 施設の概要

#### 1) 設計建設業務対象施設

【表 1】設計建設業務対象施設の基本諸元

| 項目      |        | 概要                                                                          |
|---------|--------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 浄水場 | 公称能力   | 処理能力 4,200 m <sup>3</sup> /日                                                |
|         | 水源種別   | 鳴淵ダム 一日最大取水量 3,500 m <sup>3</sup> /日<br>山王取水井 一日最大取水量 700 m <sup>3</sup> /日 |
|         | 浄水処理方式 | 凝集沈澱＋急速ろ過方式（既設）<br>粉末活性炭処理（既設）                                              |
| 山王取水井   | 公称能力   | 一日最大取水量：700 m <sup>3</sup> /日                                               |

【表 2】設計建設業務対象施設の整備内容

| 設計施工対象施設 |          | 概要                                                                                                                                                                                                                 |
|----------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 浄水場  | 浄水施設等一式  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・用地造成、土木・建築構造物、機械・電気設備、場内配管及び場内整備を対象とする。</li> <li>・急速ろ過方式とする。</li> <li>・カビ臭対策機能を付加する。</li> <li>・既存施設の撤去は含まないが、工事に必要な個所の撤去工事は含むものとする。</li> <li>・再生可能エネルギー設備を導入する。</li> </ul> |
| 山王取水井    | 機械電気設備一式 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械・電気設備を対象とする。</li> </ul>                                                                                                                                                  |

2) 運転維持管理業務対象施設

【表 3】 運転維持管理業務対象施設

| 施設区分  |        | 施設名称         | 住所                  |
|-------|--------|--------------|---------------------|
| 浄水場施設 | 浄水場    | 第 1 浄水場（既設※） | 篠栗町大字篠栗 3766 番地 5   |
|       |        | 第 1 浄水場（新設）  | 篠栗町大字篠栗 2977 番地     |
|       |        | 第 2 浄水場      | 篠栗町大字和田 129 番地 1    |
|       |        | 城戸浄水場        | 篠栗町大字篠栗 888 番地 2    |
| 場外施設  | 水源     | 城戸取水井        | 篠栗町大字篠栗 896 番地 15   |
|       |        | 1 号取水井       | 篠栗町大字和田 371 番地 3    |
|       |        | 2 号取水井       | 篠栗町大字和田 352 番地 3    |
|       |        | 3 号取水井       | 篠栗町大字和田 344 番地 6    |
|       |        | 4 号取水井       | 篠栗町大字和田 129 番地 1    |
|       |        | 5 号取水井       | 篠栗町大字和田 373 番地 2 先  |
|       |        | 10 号取水井      | 篠栗町大字和田 170 番地 3    |
|       |        | 11 号取水井      | 篠栗町大字和田 433 番地 1    |
|       |        | 12 号取水井      | 篠栗町大字津波黒 688 番地     |
|       |        | 山王取水井        | 篠栗町大字篠栗 2349 番地 1   |
|       | 配水池    | 第 1 浄水場配水池   | 篠栗町大字篠栗 3795 番地 2   |
|       |        | 第 2 浄水場配水池   | 篠栗町大字和田 129 番地 2    |
|       |        | 城戸配水池        | 篠栗町大字篠栗 1045 番地 2   |
|       |        | 高部（勝負谷）配水池   | 篠栗町大字篠栗 4585 番地 6   |
|       |        | 若杉配水池        | 篠栗町大字若杉 738 番地 1    |
|       |        | 池の端配水池       | 篠栗町大字津波黒 111 番地 50  |
|       |        | 金出配水池        | 篠栗町大字金出 3279 番地 24  |
|       |        | 彩り台受水槽       | 篠栗町彩り台 346 番地 15    |
|       | 中継ポンプ場 | 勝負谷中継ポンプ場    | 篠栗町大字篠栗 4270 番地 3   |
|       |        | 若杉中継ポンプ場     | 篠栗町大字若杉 1037 番地 7   |
|       |        | 池の端中継ポンプ場    | 篠栗町大字津波黒 119 番地 3   |
|       |        | 金出中継ポンプ場     | 篠栗町大字金出 3260 番地 1 先 |
|       |        | 彩り台中継ポンプ場    | 篠栗町彩り台 346 番地 15    |
|       |        |              |                     |
| 水道用地  |        | 篠栗公園管理地      | 篠栗町中央六丁目 4220 番地 2  |
|       |        | 今里団地管理地      | 篠栗町庄六丁目 447 番地 6    |

※既設第 1 浄水場施設の運転維持管理業務は、令和 9 年 4 月から新設第 1 浄水場施設の運用開始までの期間とする。

別紙 2（第 7 条関係）

特別目的会社への出資金額及び株主構成

1 特別目的会社への設立当初の出資金額及び株主構成

| 株主名   | 出資金額 |
|-------|------|
|       | 円    |
|       | 円    |
|       | 円    |
|       | 円    |
| 出資金合計 | 円    |

2 運転維持管理業務開始時から事業期間終了時までにおける特別目的会社への出資金額及び株主構成

| 株主名   | 出資金額 |
|-------|------|
|       | 円    |
|       | 円    |
|       | 円    |
|       | 円    |
| 出資金合計 | 円    |

以上

別紙 3（第 12 条関係）

異常事態発生時における受注者の協議ルール

【事業者提案により記載する。】

以上